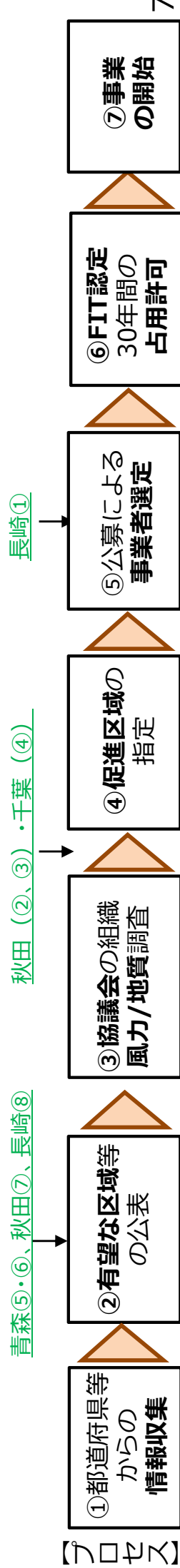
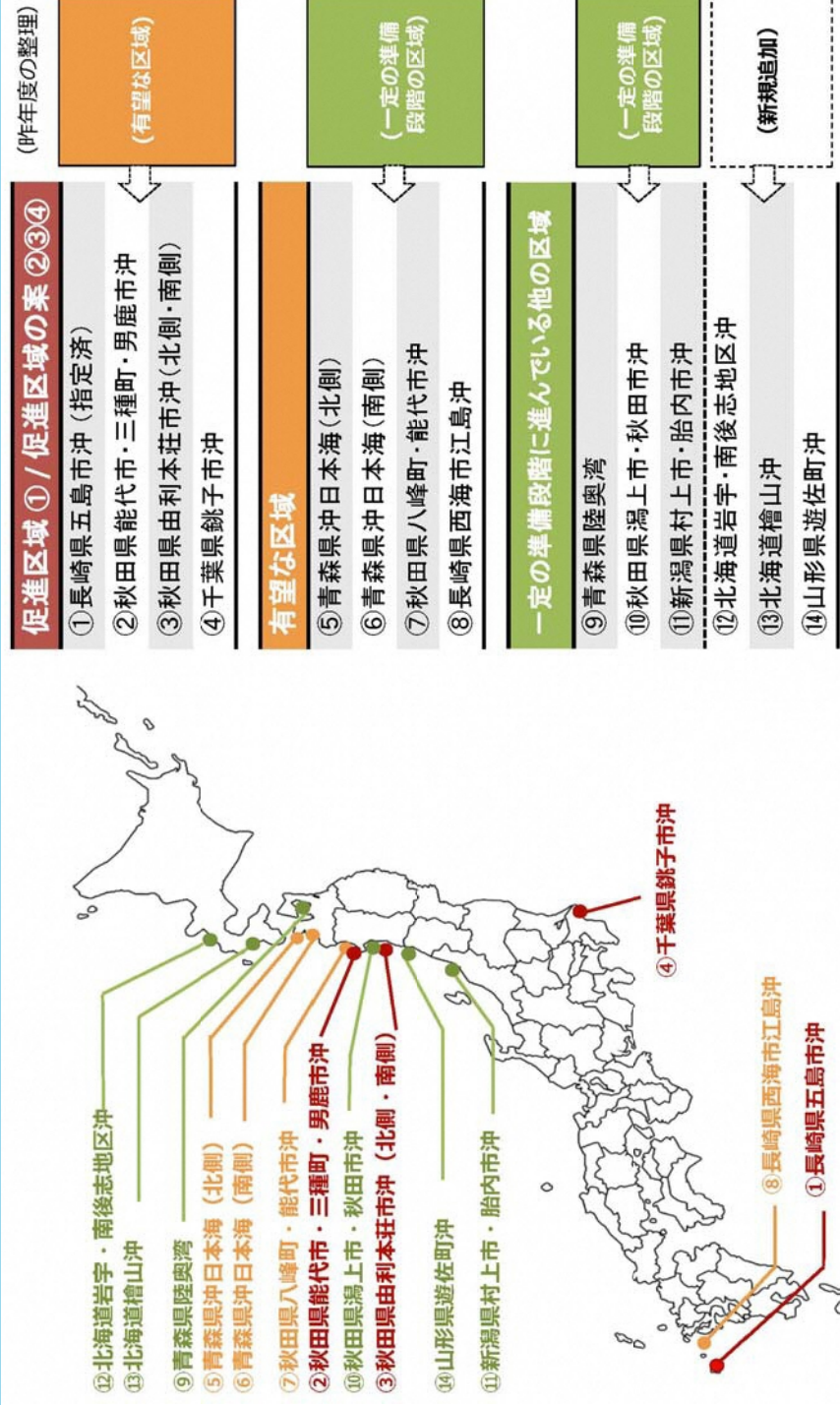


今年度の国の有望な区域の選定等の結果について

再工不海域利用法の施行状況

- 2019年4月、再工不海域利用法を施行。2019年7月、促進区域の指定に向け、一定の準備が進んでいる区域（11区域）、有望な区域（うち4区域）について、初めて公表。
- この4区域のうち、長崎県五島市沖は、昨年12月に促進区域に指定し、2020年6月より、事業者の公募を開始。残りの3区域（秋田2区域、千葉1区域）についても、区域指定の案の縦覧を6月16日から30日まで実施。
- 2020年7月3日に、一定の準備が進んでいる区域（10区域）、有望な区域（うち4区域）につき、2回目の公表。



同時発表 経済産業省

令和2年7月3日
港湾局海洋・環境課

再エネ海域利用法における今後の促進区域の指定に向けて 有望な区域等について、今年度の整理を行いました

経済産業省資源エネルギー庁及び国土交通省港湾局は、再エネ海域利用法における今後の促進区域の指定に向け、「既に一定の準備段階に進んでいる区域」及び「有望な区域」について、令和2年度の整理を行いました。

具体的には、既に一定の準備段階に進んでいる区域として10区域を整理しました。さらにこのうち4区域については、有望な区域として、協議会の組織や国による風況・地質調査の準備に着手します。

1. 概要

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）においては、国が基本方針を定め、年度ごとに、促進区域の指定を行った上で、公募による事業者の選定を行うこととしています。

経済産業省資源エネルギー庁及び国土交通省港湾局では、令和元年7月に実施した初回の有望な区域等の整理に引き続き、今年度の整理に向け、都道府県等が保有する情報の収集等（都道府県からの情報提供：令和元年12月13日～令和2年2月14日）を行ってきました。

今般、令和元年6月11日に策定した海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン（区域指定ガイドライン）に基づき、都道府県等から収集した情報や有識者による第三者委員会の意見を踏まえ、既に一定の準備段階に進んでいる区域（10区域）を整理しました。

このうち4区域については、有望な区域として、協議会の組織や国による風況・地質調査の準備について、着手することとします。

2. 既に一定の準備段階に進んでいる区域

都道府県等からの情報提供を踏まえ、既に一定の準備段階に進んでいる区域（10区域）について、以下のとおり整理しました。

- ・ 北海道岩宇及び南後志地区沖
- ・ 北海道檜山沖
- ・ 青森県沖日本海（北側）
- ・ 青森県沖日本海（南側）
- ・ 青森県陸奥湾

- ・ 秋田県八峰町及び能代市沖
- ・ 秋田県潟上市及び秋田市沖
- ・ 山形県遊佐町沖
- ・ 新潟県村上市及び胎内市沖
- ・ 長崎県西海市江島沖

なお、令和元年度に整理された有望な区域のうち、秋田県由利本荘市沖(出力規模70万kW程度)については、競争性確保等の観点から、区域を分割して促進区域として指定し、両区域において同時に公募することとしたところであり、上記の各区域についても出力規模に応じて今後同様の検討を行う可能性があります。

3. 協議会の組織等の準備に着手する有望な区域

10区域のうち、地元合意などの環境整備が進捗している以下の4区域については、有望な区域として、協議会の組織や国による風況・地質調査の準備に着手します。

- ・ 青森県沖日本海(北側)
- ・ 青森県沖日本海(南側)
- ・ 秋田県八峰町及び能代市沖
- ・ 長崎県西海市江島沖

4. 今後の各区域の進め方における留意事項

10区域のうち、「3.」以外の6区域について、今後の進め方における留意事項は、以下のとおりです。

- ・ 北海道岩宇及び南後志地区沖
…系統の確保、利害関係者の特定及び調整が必要である。
- ・ 北海道檜山沖
…系統の確保、利害関係者の特定及び調整が必要である。
- ・ 青森県陸奥湾
…利害関係者の特定及び調整が必要である。
- ・ 秋田県潟上市及び秋田市沖
…利害関係者の特定及び調整が必要である。
- ・ 山形県遊佐町沖
…系統の確保が必要である。
- ・ 新潟県村上市及び胎内市沖:
…系統の確保、利害関係者の特定及び調整が必要である。

注:本プレスリリースにおける各区域の名称は、都道府県から情報提供を受けた際に、都道府県から提示されたものです。

(本発表資料のお問合せ先)

国土交通省 港湾局 海洋・環境課

担当者: 針谷、坂本

電話: 03-5253-8111 (内線 46668、46684)

03-5253-8674 (直通)

03-5253-1653 (FAX)

海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン
 (令和元年6月、経済産業省資源エネルギー庁・国土交通省港湾局)
 (抜粋)

第4章 促進区域の指定に係る基準

3. 有望な区域の選定

(1) 有望な区域の選定条件

既知情報を収集した上で、早期に促進区域に指定できる見込みがあり、より具体的な検討を進めるべき区域を「有望な区域」として選定する。

有望な区域に選定されるためには、少なくとも協議会において地元関係者との利害調整が可能な程度に地元の受入体制が整っており、かつ、促進区域の指定の基準に適合する見込みがあるものとして、以下の3つの要件を満たしていることを条件とする。

- ① 促進区域の候補地があること
- ② 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- ③ 区域指定の基準に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

(2) 第三者委員会による意見の聴取（有望な区域の選定）

有望な区域の選定は、技術的な判断が必要であるため、有識者を含めた中立的な第三者委員会の意見を踏まえて行う。有望な区域として選定された区域については、協議会を設置するとともに、促進区域の指定基準への適合性をより詳細かつ着実に確認するため、詳細な調査を実施する。

こうした有望な区域を選定するプロセスは、都道府県からの情報収集と合わせて、年度ごとに実施することとする。

第三者委員会の開催及び有望な区域の選定には、都道府県からの情報提供の受付後、1か月以上の期間を要することが想定される。

なお、第三者委員会については、公平かつ公正に運営される必要がある。その審議過程を公開することにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれる恐れ等があることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1項第5号の規定に該当する場合にあっては、審議過程（構成委員名を含む）を非公開とすることとする。ただし、有望な区域の選定が完了した段階で、選定結果及びその理由等については公表するものとする。